第2節	特許庁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	419
1. 2	017 年度の知的財産政策及び知的財産活動に関する主な動き(総論)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	419
1.	1. 知的財産政策のおもな動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	419
1.	2. 企業における知的財産活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	420
1.	3. 大学における知的財産活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	422
2.	[業財産権をめぐる動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	424
2.	1. 特許	424
2.	2. 商標	428
	3. 意匠·····	430
2.	4. 審判	432
3. 灌	香査体制整備のための取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	433
3.	1. 世界最速・最高品質の知財システムの構築に向けた取組 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	433
3.	2. 出願人のニーズに応じた特許審査の実現に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	434
4. 国	■際的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	435
4 .	1. 国際的な制度調和及び国際協力等に関する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	435
4 .	2. 知的財産保護のための取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	438
4 .	3. TPP11協定への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	438
5. 失	ロ的財産活動の活性化のための取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	438
5.	1. 中小企業等に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	438
5.	2. 大学等に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	441
5.	3. 知財活用全般に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	443

第2節 特許庁

1. 2017 年度の知的財産政策及び知的財産活動に関する主な動き(総論)

1. 1. 知的財産政策のおもな動き

近年、企業活動のグローバル化、第4次産業革命の進展と産業構造の変化等、知的財産を取り巻く状況は急速に変化している。このような状況下にあって、我が国企業の事業活動は多様化し、企業にとっては新たな時代に対応したより高度かつ複雑な知財戦略に対応することが必要となりつつある。知的財産行政の中核を担う特許庁としても、このような企業の多様な知財戦略を支援し、円滑にイノベーションが起こせるよう、様々な施策に取り組んでいる。

特許審査に関しては、任期付審査官の活用や先行技術文献調査の外注の拡充等を通じて、審査処理能力を維持・向上させ、2017 年度には、年度内に審査が終了する案件の権利化までの平均期間を14~16 か月にするとともに、年度内に一次審査が行われる案件の一次審査通知までの平均期間を9~11 か月にするという同年度の目標を達成した。また、審査の質の一層の向上を図るための取組の一環として、外部有識者からなる審査品質管理小委員会を、2018年1月、3月に開催し、審査の品質管理の実施体制・実施状況について、評価及び改善提言を受けた。特許庁は、本小委員会の評価や改善提言を内部の取組に反映させることによって、審査の品質管理システムを強化している。

また、新興国市場の成長による輸出先の拡大、生産拠点・研究開発拠点の海外進出等、企業活動のグローバル化が進んでいる。新興国等において知的財産が保護・活用されることは、企業にとっては当該国で事業を展開するため、当該国にとっては外国企業の投資を呼び込むため、非常に重要である。日本国特許庁は、各国・地域の知的財産制度・運用の更なる調和や、新興国等における知的財産制度の整備・強化のための取組を進めている。さらに、第一庁で特許可能と判断された出願について、出願人の申請により、第二庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする「特許審査ハイウェイ(PPH)」を拡大している。

さらに、知的財産活用支援として、海外駐在経験のある 知財専門人材(海外知的財産プロデューサー)の派遣による中小企業等への支援を実施している。

新たな産業財産権制度の検討としては、産業構造審議会 知的財産分科会特許制度小委員会により、2018 年 2 月に 「第四次産業革命等への対応のための知的財産制度の見直しについて」が取りまとめられた。同報告書では、第4次産業革命が進展する中、中小企業等が知的財産を戦略的に活用しやすい環境を整備するため、全ての中小企業の特許料(1年~10年)、審査請求料及び国際出願関連手数料を一律に半減すること等や、知的財産を巡る権利関係の複雑化に対応するため、書類提出命令の必要性判断におけるインカメラ手続の導入等により、知財紛争処理手続を拡充することが適当であるとされた。

同報告書を踏まえ、2018年2月27日に「不正競争防止 法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、第196回 国会(平成30年通常国会)に提出された。同法案には、 上記の改正事項の他、弁理士の業務追加や商標出願手続の 適正化等も盛り込まれた。

さらに、地域・中小企業のイノベーション推進のため、「地域知財活性化行動計画(2016年9月策定)」に基づき、2017年12月に「各都道府県の特色を踏まえた2019年度までの目標」を設定したほか、知財総合支援窓口や巡回特許庁の開催など知財の取得、活用から保護の各段階に応じたきめ細やかな支援を実施した。

特許庁は2017年7月、経済産業省内の関係部局と連携して、著名デザイナー、デザイン担当役員、知的財産担当、経営コンサルタント、学者からなる「産業競争力とデザインを考える研究会」(座長:鷲田祐一一橋大学大学院商学研究科教授)を立ち上げ、デザインによる我が国企業の競争力強化に向けた課題の整理とその対応策について、全11回にわたって議論した。その議論を踏まえ、デザインを企業価値向上のための重要な経営資源として活用する「デザイン経営」の手法及び効果、並びに、意匠法改正を含む、「デザイン経営」を推進するための政策提言を記載した『「デザイン経営」宣言』を報告書として取りまとめ、2018年5月に公表した。

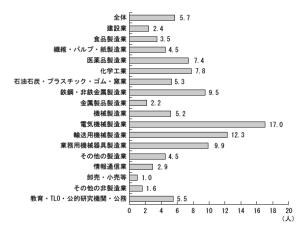
1. 2. 企業における知的財産活動

(1) 我が国企業等における知的財産担当者数

知的財産活動調査の結果によると、2016 年度の業種別 1 者当たりの知的財産担当者数は以下のとおりとなった (参照:図1)。

「電気機械製造業」が17人と最も多く、次いで「輸送用機械製造業」が12.3人、「業務用機械器具製造業」(9.9人)、「鉄鋼・非鉄金属製造業」(9.5人)、「化学工業」(7.8人)、「医薬品製造業」(7.4人)となっており、これらの業種では全体平均を上回った。

図1:業種別の知的財産担当者数(1者当たりの平均値)



(備考)産業財産権 (特許、実用新楽、意匠、商標) のいずれかの出願件数が5件以上であった出願人の回答を集計した。 (資料)特許庁「平成29年知的財産活動調査報告書」

(資料)特許庁「平成 29 年知的財産活動調査報告書」

(ア) 知的財産担当者

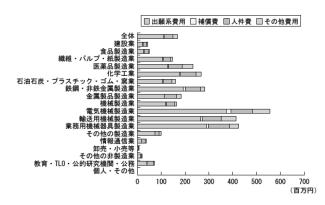
産業財産権の発掘から権利取得、権利の維持に係る業務に 従事する者のみならず、知的財産権の管理、評価、取引、 実施許諾、係争に係る業務に従事する者、知的財産に関す る企画、調査、教育、会計、庶務など、知的財産活動を支 えるために必要な業務に従事している者を指す。

(2) 我が国企業等における知的財産活動費の現状

2016 年度の我が国企業等の知的財産活動に要する費用の平均は、以下のとおりであった(参照:図2)。

内訳をみると、ほとんどの業種において出願系費用の占める割合が最も多く、知的財産活動費全体に与える影響が大きいことが分かる。

図2:業種別の知的財産活動費(1者当たりの平均)



業種	標本数	平均知的財産活動費(百万円)						
未 性	標中取		うち出願系費用	うち補償費	うち人件費	うちその他費用		
全体	3, 121	166. 6	110.3	3.9	35. 6	18. 0		
建設業	110	42. 6	22. 6	1.4	15. 9	2. 5		
食品製造業	158	51.4	27.0	0.8	16.7	5. 8		
繊維・パルプ・紙製造業	72	145. 7	106.3	2. 1	30. 3	7. 8		
医薬品製造業	77	251. 2	126.6	2. 6	58. 3	46. 1		
化学工業	239	250. 2	178.1	3.9	65. 0	21.5		
石油石炭・プラスチック・ゴム・窯業	200	159. 5	105.3	2. 9	37. 4	13. 7		
鉄鋼・非鉄金属製造業	79	280. 5	191.4	9. 9	64. 2	17. 4		
金属製品製造業	128	183. 1	112.6	0.7	49. 9	19. 7		
機械製造業	210	158. 7	118.6	2. 5	34. 5	8. 9		
電気機械製造業	298	555. 7	373.7	18. 2	91.2	73. 5		
輸送用機械製造業	129	410.6	266.3	5. 5	80. 6	62. 4		
業務用機械器具製造業	86	424. 6	289. 7	8.9	86. 7	39. 5		
その他の製造業	189	101.9	73.9	0.7	16.4	7. 8		
情報通信業	153	38. 5	16.6	1.0	14. 2	5. 9		
卸売・小売等	364	7.4	4.9	0.1	1.8	0.6		
その他の非製造業	293	20. 7	13.3	0.5	4. 8	1.4		
教育・TLO・公的研究機関・公務	246	71. 2	37. 8	5. 2	24. 6	3. 6		
個人・その他	90	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0		

(ア) 知的財産活動費

知的財産担当者の人件費、産業財産権の発掘から権利取得、権利の維持に要した費用、知的財産権に係る係争、契約管理に要した費用、知的財産権に係る企画、調査、教育などのその他の経費、発明者、創作者等に対する補償費を指す。なお、これらの業務について、弁理士、弁護士、調査会社等に外注した費用、業務に必要な固定資産の減価償却費またはリース料は含むが、係争の和解、損害賠償費、ロイヤリティ、産業財産権の購入に要した費用は含まない。

(イ) 出願系費用

産業財産権の発掘から権利取得、権利の維持に要した費用(弁理士費用等の外注費を含む。他者からの譲受は除く。)

(ウ) 補償費

企業等の定める補償制度(職務発明規程等)に基づいて 発明者、創作者等に支払った補償費

(エ) 人件費

企業等で知的財産業務を担当する者の雇用に係る費用の 直近の会計年度総額

(オ) その他費用

上記の3分類に含まれない費用(知的財産権に係る企画、調査、教育などのその他の経費、知的財産に関する業務遂行に必要な固定資産の減価償却費及びリース料)

(資料)特許庁「平成 29 年知的財産活動調査報告書」

(3) 我が国企業等における特許権の利用状況

2015 年度から 2016 年度にかけて権利所有件数は約1万9千件増加した。2016 年度の利用率(¹利用件数/²所有件数)は49.0%であり、2008 年度から5割程度で推移して

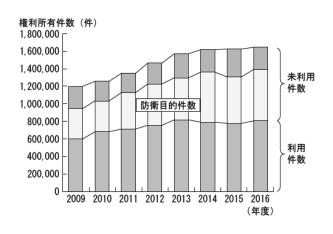
¹ 利用件数は、権利所有件数のうち、自社で実施している件数と他社に実施許諾している件数を重複排除して合計した件数を指す。

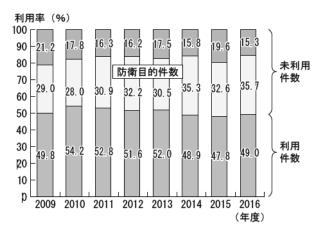
² 所有権数は、特許庁「特許行政年次報告書 2017 年版〈統計・資料編〉」に記載された内国法人の現存権利件数の確定値である。

いる (参照:図3)。また、防衛目的件数の割合は35.7% となっている。

特許権の利用率は業種によって異なっている。「繊維・パルプ・紙製造業」において利用割合が最も高く、「業務用機械器具製造業」、「金属製品製造業」が続いた(参照:図4)。全体推計値については、調査票の回答結果を基に我が国全体についての推計を行った数値であることに留意する必要がある。

図3:国内における特許権所有件数及びその利用率 の推移(全体推計値)

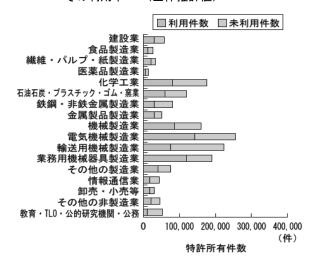


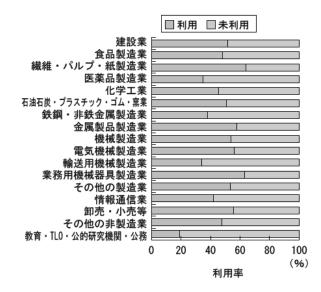


		2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
国内特許権所有件数 (件)		1, 136, 566	1, 199, 184	1, 255, 489	1, 346, 804	1, 464, 176	1, 570, 897	1, 616, 472	1, 624, 596
	うち利用件数	584, 994	597, 519	681, 059	711, 773	755, 209	816, 825	790, 752	776, 358
	うち未利用件数	551, 572	601, 665	574, 430	635, 031	708, 967	754, 072	825, 720	848, 238
	うち防衛目的件数	334, 564	348, 028	350, 946	415, 630	471, 041	479, 029	569, 938	529, 115

(資料)特許庁「平成 29 年知的財産活動調査報告書」

図4:国内における業種別の特許権所有件数及び その利用率 (全体推計値)





業種	対象数	国内権利保有件数 (件)					
未 性	X1 39K 30X		うち利用件数	うち未利用件数	利用率		
全体	60, 429	1, 643, 595	805, 519	838, 076	49.0%		
建設業	2, 389	58, 684	30, 339	28, 345	51.7%		
食品製造業	2, 702	26, 440	12, 705	13, 734	48. 1%		
繊維・パルプ・紙製造業	1, 360	34, 053	21, 853	12, 199	64. 2%		
医薬品製造業	331	13, 499	4, 696	8, 803	34. 8%		
化学工業	1, 176	176, 700	80, 442	96, 258	45. 5%		
石油石炭・プラスチック・ゴム・窯業	1, 733	119, 230	60, 541	58, 689	50.8%		
鉄鋼・非鉄金属製造業	382	81, 268	30, 903	50, 365	38.0%		
金属製品製造業	1, 341	51, 497	29, 869	21, 628	58.0%		
機械製造業	2, 243	160, 852	86, 546	74, 307	53. 8%		
電気機械製造業	1, 930	254, 557	142, 799	111, 758	56. 1%		
輸送用機械製造業	580	223, 104	76, 483	146, 621	34. 3%		
業務用機械器具製造業	757	189, 302	119, 394	69, 909	63. 1%		
その他の製造業	2, 067	75, 226	40, 063	35, 163	53. 3%		
情報通信業	3, 226	43, 381	18, 261	25, 120	42. 1%		
卸売・小売等	12, 844	30, 659	17, 074	13, 586	55. 7%		
その他の非製造業	8, 721	45, 791	21, 889	23, 902	47. 8%		
教育・TLO・公的研究機関・公務	903	52, 312	9, 883	42, 429	18. 9%		
(資料)特許庁「平成 29 年知的財産活動調査報告	書」						

(資料)特許庁「平成 29 年知的財産活動調査報告書」

1. 3. 大学における知的財産活動

知的財産の創造において、我が国の研究資源の多くを有する大学の役割は大きい。このような認識の下、全国各地で大学の産学官連携本部や技術移転機関(TLO)が設置され、また、産学連携知的財産アドバイザーの派遣や特許料・審査請求料の減免措置などの施策も導入されてきた。

近年の産学連携の取組の推進とオープン・イノベーションの進展を背景に、大学等における共同研究及び受託研究の件数は増加傾向で推移している。2016年度の大学等における共同研究件数は、前年度より2,377件増加して26,994件(参照:図5)、受託研究件数は前年度より1,016件増加して26,779件(参照:図6)であった。

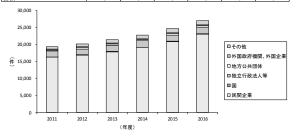
大学等からの特許出願件数を見ると、2004年には5,000件弱であったが、2005年には7,000件を超え、2004年の国立大学法人化を境に急激に増加した。その後、2007年をピークに漸減傾向にあった。2017年の特許出願件数は前年より微増し7,281件であった(参照:図7)。

大学等からの特許出願の審査状況を見ると、2017 年に 審査結果が出たもののうち、特許査定されたものは全体の 80%であった (参照:図8)。

2017年の大学等によるPCT国際出願の公開件数ランキングを見ると、第1位から第6位までを米国の大学が独占した。他方、日本、中国、韓国、シンガポール、サウジアラビアの大学が30位以内に16校ランクインするなど、アジア圏の大学も積極的に国際的な権利取得を行っている状況がうかがえる。我が国の大学は30位以内に4校含まれており、最高位は第13位の東京大学である(参照:図9)。

図5:大学等における共同研究件数の推移(相手先別)

共同研究件数(件)								
	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度		
民間企業	16,302	16,925	17,881	19,070	20,821	23,021		
国	38	89	46	62	101	113		
独立行政法人等	1,773	1,634	1,845	1,927	1,796	1,897		
地方公共団体	329	360	382	400	450	491		
外国政府機関、外国企業	257	272	265	264	291	287		
その他	600	867	917	1,032	1,158	1,185		
合計	19,299	20,147	21,336	22,755	24,617	26,994		



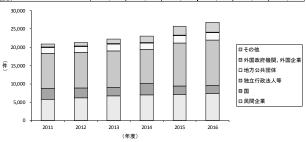
(備考) 単位未満は四捨五入

(資料) 文部科学省「平成 28 年度 大学等における産学連携等実施状況について」を基に特許 庁作成

図6:大学等における受諾研究件数の推移(相手先別)

受託研究件数(件)

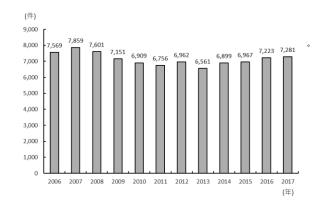
	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
民間企業	5,760	6,158	6,677	6,953	7,145	7,319
国	2,936	2,715	2,321	3,151	2,205	2,184
独立行政法人等	9,571	9,657	10,053	9,284	11,854	12,436
地方公共団体	1,701	1,692	1,807	1,806	1,972	2,006
外国政府機関、外国企業	130	99	117	127	157	193
その他	832	896	1,237	1,702	2,430	2,641
合計	20,930	21,217	22,212	23,023	25,763	26,779



(備考) 単位未満は四捨五入

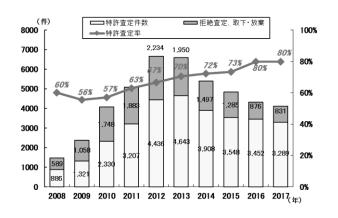
(資料) 文部科学省「平成 28 年度 大学等における産学連携等実施状況について」を基に特許 庁作成

図7:大学等からの特許出願件数の推移



(備考) 出願人が大学長又は大学を有する学校法人名の出願及び承認 TLO の出願を検索・集計。 (資料) 特許庁作成

図8:我が国の大学等からの特許出願の審査結果状況の推移



(備考) 出願人が大学長又は大学を有する学校法人名の出願及び承認 TLO の出願を検索・集計。 企業等との共同出願を含む。

(資料) 特許庁作成

図9: PCT 国際出願の公開件数上位30位にランクインした国内の大学(2017年)

順位	大学名	件数
1	カリフォルニア大学(米国)	482
2	マサチューセッツエ科大学(米国)	278
3	ハーバード大学(米国)	179
4	テキサス大学システム(米国)	161
5	ジョンズ・ホプキンス大学(米国)	129
6	フロリダ大学(米国)	126
7	ソウル大学校(韓国)	119
8	漢陽大学校(韓国)	114
9	スタンフォード大学(米国)	113
10	KAIST(韓国)	109
11	深圳大学(中国)	108
12	コロンビア大学(米国)	107
13	東京大学	104
14	ミシガン大学(米国)	99
14	中国鉱業大学(中国)	99
16	アブデュラ王立工科大学(サウジアラビア)	97
17	ペンシルバニア大学(米国)	91
18	高麗大学校(韓国)	90
18	清華大学(中国)	90
20	東北大学	88
21	デューク大学(米国)	84
22	アリゾナ大学(米国)	81
23	京都大学	80
24	OUI(英国)	75
24	大阪大学	75
26	ピッツバーグ大学(米国)	71
27	華南理工大学(中国)	70
28	北京大学(中国)	67
28	南洋理工大学(シンガポール)	67
30	江南大学(中国)	65

(備考)・最初に記載された出願人名を基に件数を数えている。

・出願件数は、2017年に国際公開された出願の件数である。

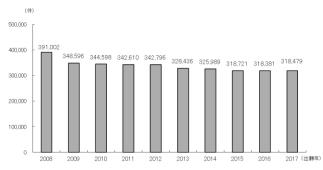
(資料) WIPO ウェブサイトの記事「China Drives International Patent Applications to Record Heights; Demand Rising for Trademark and Industrial Design Protection」(2018 年 3 月 21 日)の項目「Annex 3: Top PCT applicants by educational institution」を基に特許庁作成

2. 産業財産権をめぐる動向

2. 1. 特許

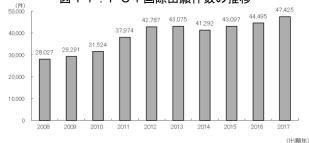
過去10年間の特許出願件数の推移を見ると、2008年 以降漸減傾向で推移していたが、2015年以降横ばいで推移している。2017年は31.8万件(前年比0.0%増)であった(参照:図10)。他方、日本国特許庁を受理官庁とした特許協力条約に基づく国際出願(PCT国際出願)の件数は、2014年を除き、一貫して増加傾向を示しており、2017年は4.7万件(前年比6.6%増)と、過去最高となった(参照:図11)。これは、研究開発や企業活動のグローバル化が大きく進展し、国内のみならず国外での知財戦略の重要性も一層増していること、知財戦略における量から質への転換に伴い、出願人による出願の厳選が進んでいることなどが背景にあるものと考えられる。審査請求件数は2009年以降横ばいで推移しており、2017年は、24.0万件であった。

図10:出願件数の推移



(備考)特許出願件数は国内出願件数と特許協力条約に基づく国際出願 (PCT国際出願)のうち国内移行した出願件数の合計数である。ま た、PCT国際出願については国内書面の受付日を基準としてカウント している。

図11: PCT国際出願件数の推移



また、知的創造、権利設定、権利活用の知的創造サイクルを加速する上で、権利化までの期間の短縮を求めるニーズが高まってきたことから、2014年3月に、新たな10年目標として、2023年度までに特許の「権利化までの期間」「(標準審査期間)と「一次審査通知までの期間」をそれぞれ、平均14か月以内、平均10か月以内とする目標を設定し、その目標達成に向け着実に取り組んでいる(参照:図12)。

図12:各国特許庁における「権利化までの期間」

(2016 年平均)	一次審査通知まで の期間	最終処分期間		
JP0 (日本国特許庁)	9.4か月	14.6か月		
USPTO (米国特許商標庁)	15.7か月	25.6か月		
EPO (欧州特許庁)	8.0か月	26.5か月		
SIPO (中国国家知識産権局)	16.9か月	22.0か月		
KIPO (韓国特許庁)	10.6か月	16.2か月		

(備考)

- ・JPOの一次審査通知までの期間及び最終処分期間の数値は、2016年度 平均。
- ・JPO及びKIPO の一次審査通知までの期間は、審査請求日から一 次審査までの平均期間。
- ・USPTOの一次審査通知までの期間は、出願日から一次審査までの平均期間。
- ・EPOの一次審査通知までの期間は、出願日から特許性に関する見解を 伴う拡張欧州調査報告の発行までの期間の中央値。
- ・SIPOの一次審査通知までの期間は、審査請求後の実体審査開始から 一次審査までの平均期間。
- ・JPOの最終処分期間、すなわち権利化までの期間(標準審査期間)は、審査請求日から取下げ・放棄又は最終処分を受けるまでの平均期間(出願人が制度上認められている期間を使って補正等をすることによって特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査をもとめる場合等の、出願人に認められている手続きを利用した場合を除く)。
- ・USPTOの最終処分期間は、出願日から放棄又は最終処分を受けるまでの平均期間(植物特許、再審査を含む)。
- ・E P O の最終処分期間は、実体審査開始から最終処分までの期間の中央 値。
- ・SIPOの最終処分期間は、実体審査開始から最終処分までの平均期間。
- ・KIPOの最終処分期間は、各年に最終処分を受けた全出願の最終処分 までに要した審査期間(総月数)を各年の最終処分件数で除した値。

(資料) IP5 Statistics Report 2016を基に特許庁作成。

¹ 出願人が制度上認められている期間を使って補正等をすることによって特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、 特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続きを利用した場合を除く

2007年に187.4万件であった世界の特許出願件数は、この10年間で1.7倍に増加し、2016年には312.8万件に達した(参照:図13)。2009年の世界の特許出願件数は居住者、非居住者ともに減少していたが、2010年以降増加に転じており、2016年は前年比8.3%増となっている。2016年の世界の特許出願件数の伸びは、主に、中国国家知識産権局への特許出願の大幅な増加によるものである。

非居住者による特許出願件数を見ると、この 10 年間で 1.2 倍に増加し、2016 年には 91.1 万件に達した(参照: 図 1 4)。特に、非居住者による特許出願のうちPCT国際出願の国内移行件数は、2007 年に 38.0 万件であったのに対し、2016 年には 51.2 万件(全体の 6 割弱)となって おり、PCT国際出願制度の利用が活発化したことがうかがえる。

図13:世界の特許出願件数の推移

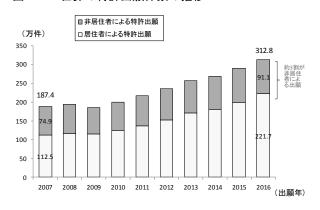
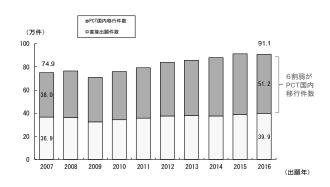


図14: 非居住者による特許出願件数の出願ルート別 内訳の推移



PCT国際出願件数は、2009年以降増加しており、2017年は242,853件と、前年に引き続き過去最高となった(参照:図15)。

PCT国際出願件数の推移を出願人居住国別に見ると、 2017年の日本からの出願件数は、2013年から10.1%増の 48,206件と、過去最高を記録し、第3位となっている(参 照:図16)。出願人居住国別の割合を見ると、2016年と 2017年のいずれにおいても上位10か国で全体の約86% を占めている。米国は全体の22.6%を占め、引き続き第1位となっている。

図15:PCT加盟国数及びPCT出願件数の推移

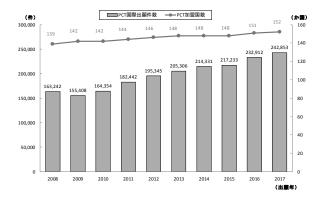
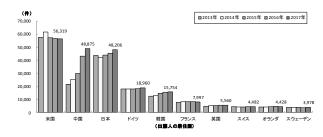


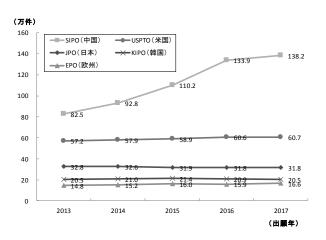
図16:出願人居住国別のPCT国際出願件数の推移



日本国特許庁(JPO)、米国特許商標庁(USPTO)、 欧州特許庁(EPO)、中国国家知識産権局(SIPO)、 韓国特許庁(KIPO)における特許出願件数の動向を以 下に示す(参照:図17)。

2017 年の J P O における出願件数は 31.8 万件であり、 前年と同様である。五庁 (I P 5)の中では、2016 年まで、 S I P O における出願件数の増加が際立っていたが、2017 年では比較的穏やかである(前年比 3.2%増)。

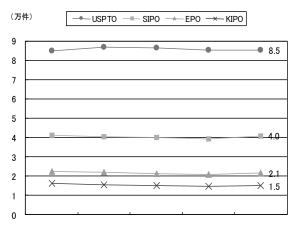
図17:五庁(IP5)における特許出願件数の推移



2017 年の日本人による外国への特許出願は、それぞれ USPTOへ 85,180 件(前年比 0.2%減)、SIPOへ 40,908件(同 4.3%増)、EPOへ21,712件(同 3.5%増)、 KIPOへ15,043件(同 1.8%増)であった(参照:図1 8)。

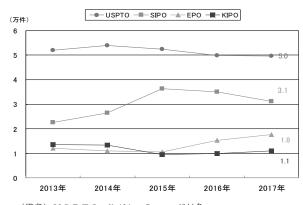
2017年の日本人によるUSPTO・EPO・SIP O・KIPOでの特許登録件数は、それぞれUSPTO において 49,677件(前年比 0.4%減)、SIPO におい て 31,094件(同 11.1%減)、EPO において 17,660件 (同 14.7%増)、KIPO において 11,081件(同 11.2%増)であった(図 1 9)。

図18:日本人による主要特許庁への 特許出願件数の推移



(備考) USPTO Utility Patent が対象

図19:日本人による主要特許庁への 特許登録件数の推移



(備考) USPTO Utility Patent が対象

EPO 特許査定件数を表す

2016 年における五庁(IP5)間の特許出願件数と特 許登録件数を見ると、JPO、EPO、SIPO、KIP Oから他庁への出願・登録は、いずれもUSPTOへのも のが最も多い(参照:図20,21)

図20:五庁(IP5)間の特許出願状況(2016)

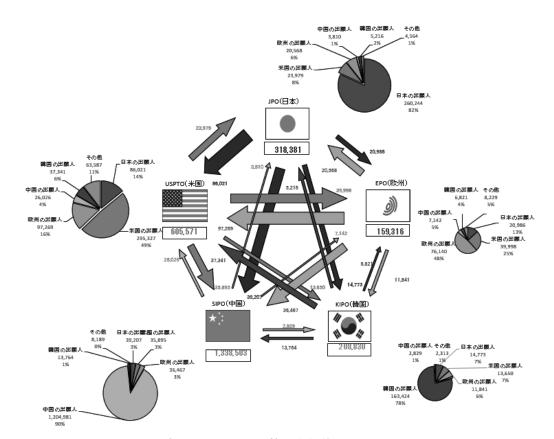
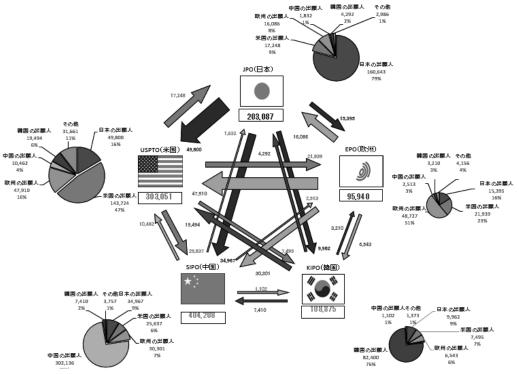


図21:五庁(IP5)間の特許登録状況(2016)



(備考)・米国は、Utility Patent が対象。

- ・枠内の数値は、各国・機関における 2016 年の特許出願件数、特許登録件数の合計を示す。
- ・欧州からの件数は、2016年末時点のEPC加盟国の出願人による出願件数、特許登録件数を示す。
- ・欧州への件数は、欧州特許庁分のみを計上しており各EPC加盟国への出願・特許登録件数は含まれていない。

2. 2. 商標

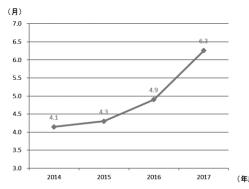
2017年の商標登録出願件数 ¹は、190,939件であり、前年比約 18%増となった。

出願件数の内訳を見ると、国際商標登録出願件数は前年比 25.2%増²の 17,328 件、それ以外の商標登録出願件数は同 17.3%増の 173,611 件であった。

2017年度における、出願から審査結果の最初の通知が発送されるまでの期間 (FA期間)は、平均6.3か月となった (参照:図22)。

- 1国際商標登録出願を含む。
- 2世界知的所有権機関 (WIPO) のシステムトラブルの 影響により、2016年の出願は大幅に減少していた。

図22:商標審査の平均 F A 期間の推移



2016年の主要国・機関における商標登録出願件数の推移は図23に示すとおりである。

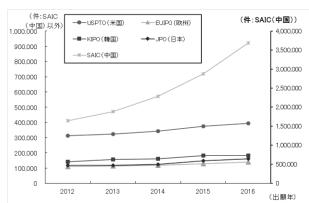
中国は、2015年と比べて28.3%の増加となっており、大幅な増加傾向が続いている。

ただし、中国は他の主要国と異なり、2014年4月まで国際商標登録出願以外の商標登録出願については1出願1区分の制度を採用していたため、出願件数が多くなることに注意が必要である(中国商標法の改正により、2014年5月からは一出願多区分制に移行)。

2017年までの日本人による主要国・機関への商標登録出願件数の推移は、図24に示すとおりである。

2017年は前年に比べ、中国への出願は 41.4%増、 米国への出願は 18.4%増、EUIPO への出願は 17.8% 増、韓国への出願は 13.7%増となった。

図23:主要国・機関における商標登録出願件数の推移



	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年			
SAIC(中国)	1,648,316	1,881,546	2,285,358	2,876,048	3,691,365			
USPTO(米国)	313,324	323,338	342,572	374,964	393,210			
KIPO(韓国)	141,838	157,139	160,309	182,998	181,869			
JPO(日本)	119,010	117,675	124,442	147,283	161,859			
EUIPO(欧州)	108,876	113,928	118,971	127,881	138,520			
/進本〉女権を経山所は挙はつい…でわつ議立寺に甘べ/同覧山原ナム・、								

(備考) 商標登録出願件数はマドリッド協定議定書に基づく国際出願を含む。

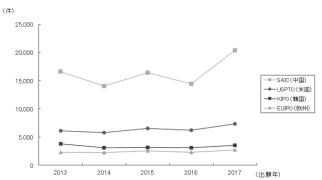
SAIC(中国)の数値は右軸。

SAIC(中国)は出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数

(資料) JPO 特許行政年次報告書2018年版 統計・資料辺 第1章6.SAIC CTMO Annual Report

その他 WIPO統計

図24:日本人による主要国・機関への商標登録 出願件数の推移



	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
SAIC(中国)	16,604	14,054	16,403	14,419	20,387
USPTO(米国)	6,110	5,786	6,521	6,199	7,340
KIPO(韓国)	3,800	3,131	3,183	3,096	3,519
EUIPO(欧州)	2,283	2,257	2,597	2,318	2,731

(備考) 米国 出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数

単位:件

中国 出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数である。

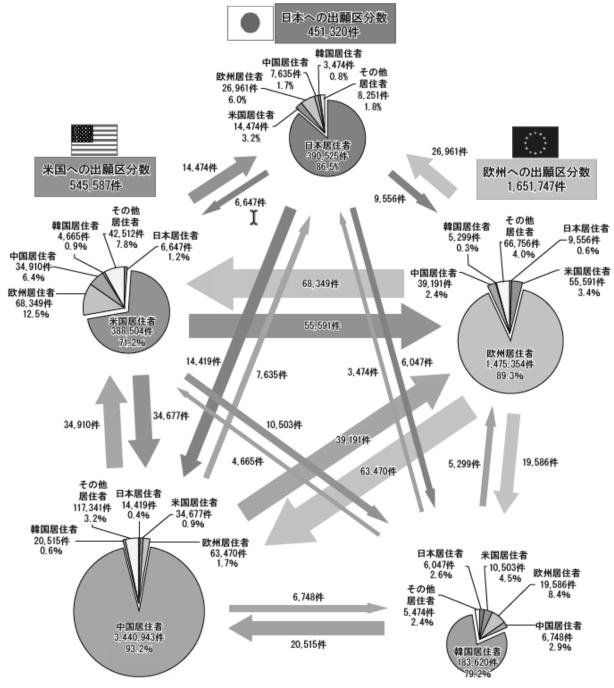
件数は下記資料の定義に従っている。

(資料) 米国 USPTO Annual Report

欧州 EUIPO ウェブサイト 中国 中国 CTMO Annual Report

韓国 2012年~2016年:KIPO Annual Report、KIPO 提供資料(暫定値)

図25:日米欧中韓間の商標登録出願状況(区分数、2016年)



(備考)①欧州はEUIPO、EU 加盟各国及びスイスへの商標出願件数の合計を示し、欧州居住者は EU 加盟国及びスイスの商標出願件数の合計を示す。 なお、ギリシャについては、本報告書の編集時点でデータを取得できなかった。

②中国は 2014 年の商標法改正により、一出願多区分制が採用された (2013 年までは一出願一区分制で、国際登録出願の際は一出願多区分を許容していた)。 (資料)特許庁「平成 29 年度商標出願動向調査報告書一マクロ調査ー」

2. 3. 意匠

過去10年間の意匠登録出願件数の推移を見ると、2009年以降多少の増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移しており、2017年は前年比3.5%増の31,961件であった(参照:図26)。その内訳を見ると、国際意匠登録出願件数は2,216件、それ以外の意匠登録出願件数は29,745件であった。

2017 年度における出願から一次審査通知までの期間 (FA 期間) は平均 5.9 か月であった (参照:図28)。

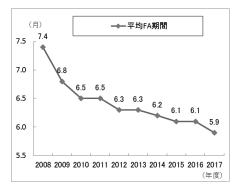
図26: 意匠登録出願件数の推移



図27:意匠審査のFA件数及び登録査定件数の推移

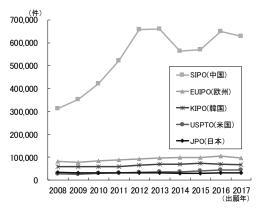


図28:意匠審査の平均FA期間の推移



主要国・機関における2017年の意匠登録出願件数について、日本(前年比3.5%増)、米国(前年比0.13%増)は増加した一方、韓国(意匠数前年比2.5%減)、欧州(EUIPO)(意匠数前年比8.2%減)、中国(前年比3.3%減)は減少した(参照:図29)。

図29:主要国・機関における意匠登録出願件数の推移

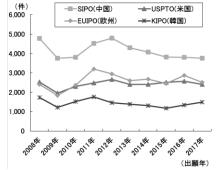


(備考) 欧州、韓国の数値は、それぞれ EUIPO、KIPO へ 出願された意匠数を示す。

日本人による米国、欧州(EUIPO)、中国、 韓国への出願件数は、世界的な景気後退の影響を多分に受けた2009年に落ち込み、その後 回復を示したが、近年再び減少に転じてい る。2017年は韓国を除いて減少した(参照: 図30)。

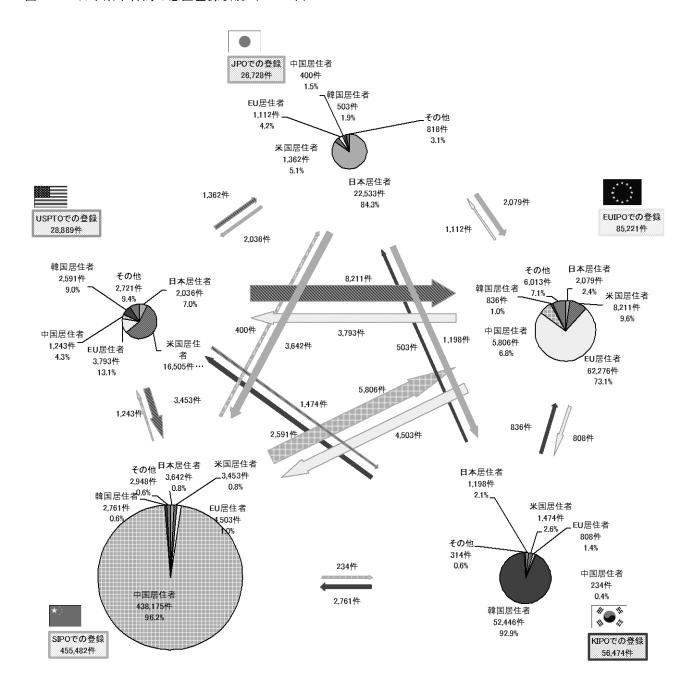
主要国・機関間の各国居住者による他国への意匠登録状況を見ると、日本居住者、欧州居住者及び韓国居住者は中国への登録が最も多い。また、米国居住者及び中国居住者は欧州への登録が最も多い(参照:図31)。

図30:日本人による主要国・機関における意匠登録出 願件数の推移



(備考)欧州、韓国の数値は、それぞれ EUIPO、KIPO へ 出願された意匠数を示す。

図31:日米欧中韓間の意匠登録状況(2016年)



2. 4. 審判

審判は、審査の上級審として審査官の拒絶査定を 見直す役割、及び産業財産権の有効性をめぐる紛争の 早期解決に資する役割を担っている。上級審としての 役割を主な機能とする拒絶査定不服審判等の権利付 与前の審判の請求動向は、審査の動向との関係が深い。 また、紛争の早期解決を主な機能とする無効審判等の 権利付与後の審判の請求動向は、侵害訴訟等の産業財 産権に係る紛争の動向と深く関係している。

図32:拒絶査定不服審判請求件数の推移

2017 年における拒絶査定不服審判の請求件数は、 特許においては、前年比 1.6%減の 18,591 件、意匠 については、前年比 4.2%増の 400 件、商標について は、前年比 30.7%増の 672 件であった(参照:図3 2)。

2017 年における無効審判の請求件数は、特許については、前年比 15.0%増の 161 件であった。実用新案については、2008 年以降、10 件以下で推移している。意匠については、2008 年以降、20 件前後で推移している。商標については、前年と同じく 92 件であった(参照:図 3 3 - 1)。

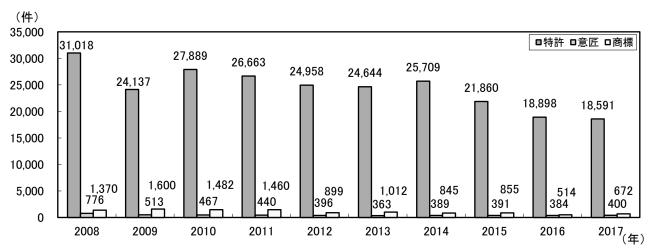
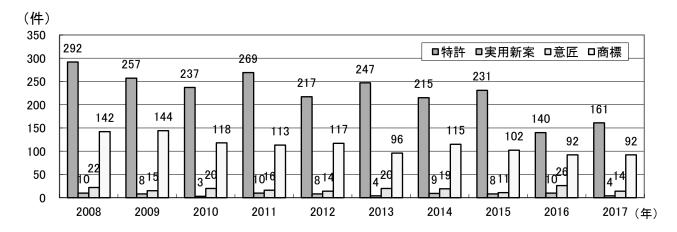
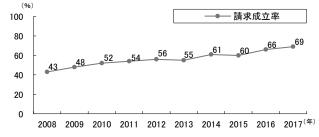


図33-1:無効審判請求件数の推移



拒絶査定不服審判の 2017 年の平均審理期間は、特許・実用新案では12.6 か月、意匠では6.2 か月、商標では6.0 か月であった(参照:図34)。また、特許の拒絶査定不服審判の審理結果について、請求成立とした審決の割合(請求成立率)は、2008 年以降上昇傾向にあり、2017 年では69%であった(参照:図33-2)。

図33-2:拒絶査定不服審判事件における請求成立率の推移



(備考) 請求成立率=請求成立件数/ (請求成立件数+請求不成立(含却下)件数)

無効審判の 2017 年の平均審理期間は、特許・実用 新案では 10.6 か月、意匠では 9.6 か月、商標では 10.3 か月であった。特許・実用新案の訂正審判の 2017 年 の平均審理期間は 2.7 か月であり、異議申立ての同 期間は 7.2 か月であった。商標の異議申立ての 2017 年における平均審理期間は 6.4 か月であり、取消審 判の同期間は 6.5 か月であった(参照:図 3 4)。ま た、審理の充実の観点から口頭審理を積極的に活用し ており、2017 年の口頭審理の件数は、特許・実用新案 では 146 件、意匠では 16 件、商標では 71 件であった

図34:審理の状況

	拒絶査定 不服審判		無効審判		訂正審判		異議申立て		取消審判	
	処理件数 *1	平均審理 期間 * 2	処理件数 *1	平均審理 期間 * 2	処理件数 *1	平均審理 期間 * 2	処理件数 *1	平均審理 期間 * 2	処理件数 *1	平均審理 期間 * 2
特許実用	9, 622	12.6か月	171	10.6か月	139	2.7か月	1, 214	7.2か月		
意匠	388	6.2か月	24	9.6か月						
商標	464	6.0か月	89	10.3か月			463	6.4か月	983	6.5か月

*1:請求成立 (含一部成立)、請求不成立 (含却下)、及び取下・ 放棄の件数の合計。異議申立ては権利単位の件数。

*2:審判請求日(※1)から、審決の発送日(※2)、取下・放棄の確定日、又は却下の発送日までの期間の暦年平均。

(※1) 異議申立てについては異議申立日。特許拒絶査定不服審判において前置審査に係る事件については審理可能となった日 (部門移管日)。

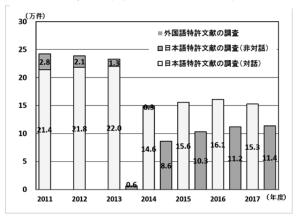
(※2) 特許異議申立てにおいて取消理由通知(決定の予告)を 行うものはその発送日、特許無効審判において審決の予告を行う ものはその発送日。

3. 審査体制整備のための取組

3.1.世界最速・最高品質の知財システムの構築に向けた取組

出願内容の高度化・複雑化、先行技術文献調査の対象となる蓄積文献数の増加等、特許審査における審査処理の負担が年々増加している。こうした中、特許庁では、迅速かつ的確な審査を行うため、約500名の任期付審査官の採用や先行技術文献調査の外注の拡充等の様々な取組を着実に実施することにより、審査体制の整備や審査の効率化を図ってきた。

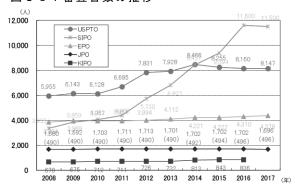
図35登録調査機関への発注件数の推移



2017年度の先行技術文献調査の登録調査機関への 発注件数は15.3万件である(参照:図35)。また、 近年の外国語特許文献割合の増加や外国語特許文献 の調査の重要性の高まりに対応するため、2013年度か ら、登録調査機関による先行技術文献調査の範囲を日 本語特許文献に加えて外国語特許文献にまで拡張し ており、2017年度は全体の約4分の3に相当する11.4 万件について外国語特許文献を含めた調査を行った。

特許審査の質の維持・向上に対する社会的要請は非常に強く、特許庁では、2014年に公表した「特許審査に関する品質ポリシー」及び「特許審査の品質管理に関するマニュアル」(2014年に初版を公表、2016年7月に改訂)に沿った品質管理を通じて、特許審査を的確に実施し、世界最高品質の特許審査の実現を目指している。また、2014年度からは、経験豊富な審査官からなる約100名の品質管理官を配置し、特許審査の一連のプロセス(本願理解、先行技術文献調査、対比判断、通知書の作成)を対象とした品質監査を実施している。

図36:審査官数の推移



(備考) JPO の 2008~2017年の括弧内は任期付審査官数

I o T関連技術やA I 等の新たな技術の台頭に伴い、ソフトウエア関連発明が多くの技術分野で創出されるようになり、様々な技術分野の審査官やユーザーがソフトウエア関連発明に係る審査基準等について十分理解する必要性が高まってきた。このような状況を踏まえ、ソフトウエア関連発明に係る審査基準等について、基本的な考え方を変更せずに発明該当性や進歩性に関する明確化を図った。

具体的には、産業構造審議会の審査基準専門委員会WG第12回会合(2018年1月16日開催)での検討及び意見募集を経て、「特許・実用新案審査基準」及び「特許・実用新案審査ハンドブック」の改訂を行った。当該審査基準等は2018年3月14日に日本語及び英語にて公表され、4月1日以降の審査に適用されている。

さらに、IoT関連技術の近年の急速な発展に伴い、同技術の特許出願の動向や、どのような発明が特許になっているのかを把握したいというニーズが高まっている。これを受け、我が国におけるIoT関連技術の研究・開発の効率的な進展や特許取得の予見性向上を目的として、2016年11月に広域ファセット分類記号「ZIT」を新設し、世界に先駆けてIoT関連技術の分類付与を実施している。2017年4月には、ユーザーの要望を受けて、ZITを細展開し、ヘルスケア用、製造業用等といった形で用途別に分類する新たな分類項目を設立した。

また、IoT関連技術に関する国内外の特許文献の抽出を容易にするために、細展開項目を含めたZITの分類項目を国際特許分類(IPC)へ導入することを海外特許庁に提案し、議論を進めている。

3.2. 出願人のニーズに応じた特許審査の実現に向けた取組

早期審査制度を利用した出願の 2017 年の一次審査 通知までの期間の平均は、早期審査の申請から平均 2.3 か月となっており、制度を利用しない出願と比べ 一次審査通知までの期間が大幅に短縮されている。

早期審査制度では、既に実施又は2年以内に実施予 定の発明に係る出願(実施関連出願)や、外国にも出 願している出願(外国関連出願)、また、中小・ベン チャー企業や、研究成果の社会への還元が期待される 大学・TLO、公的研究機関からの出願を対象として いるほか、環境関連技術に関する出願(グリーン関連 出願) についても試行的に対象としている。2011 年 8月からは、企業活動に必要な技術を早期に保護し活 用可能とすることで、震災からの復興を支援するため、 被災した企業、個人等の出願(震災復興支援関連出願) も早期審査の対象に加えている。また、2012年11月 からは、グローバル企業の研究開発拠点等の我が国へ の呼び込みを推進するために施行された「特定多国籍 企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置 法(アジア拠点化推進法)」に基づく認定を受けた研 究開発事業の成果に係る発明についても、試行的に早 期審査の対象に加えている。

また、2008年10月からは、通常の早期審査よりも 更に早期に審査を行うスーパー早期審査制度を試行 している。スーパー早期審査制度を利用した出願の 2017年の一次審査通知までの期間の平均は、スーパー早期審査の申請から平均0.7月(国内移行した特許協力条約に基づく国際出願については平均1.2月)となっている。

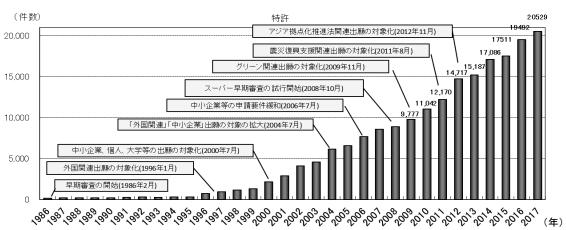


図37:早期審査申立件数の推移

審査官と出願人又はその代理人との間において、円滑な意思疎通を図るとともに、審査の効率化にも資するため、面接を実施している(2017年実績:4,239件)。面接の形態として、地方の中小・ベンチャー企業、大学・TLO等を対象に、全国各地の面接会場に審査官が出張し、審査官と出願人とが直接面会して出願や技術内容等に係る相談を行う出張面接(2017年実績:1,168件)や、テレビ会議システムを利用したテレビ面接も実施している(2017年実績:52件)。2017年7月に開設した独立行政法人工業所有権情報・研修館近畿統括本部(INPIT-KANSAI)では、毎月第1・第3金曜日を重点実施日とし、出張面接を重点的に実施している。

さらに、近年、企業活動のグローバル化や事業形態 の多様化に伴い、企業では事業戦略上、知的財産権を 群として取得し活用することが重要になってきてい る。そこで、事業で活用される知的財産権の包括的な 取得を支援するために、国内外の事業に結びつく複数 の知的財産(特許・意匠・商標)を対象として、各分 野横断的に事業展開の時期に合わせて審査・権利化を 行う事業戦略対応まとめ審査を 2013 年4月より開始 した (2017年実績: 42件(対象とされた特許出願は 471件、意匠登録出願は4件、商標登録出願は13件))。 事業戦略対応まとめ審査では、事業説明・面接等を活 用し、事業の背景や、技術間の繋がりを把握した上で 審査を行う。また、出願人が希望するタイミングでの 権利化を支援するため、事業説明・面接・着手のスケ ジュールを調整しながら審査を進めることとしてい る。

4. 国際的な取組

4.1. 国際的な制度調和及び国際協力等に関する取組

(1) 知的財産制度・運用の調和

出願人が同一出願を複数国に行う場合の利便性を 向上させるため、世界知的所有権機関(WIPO)や 各国特許庁と協力して知的財産制度・運用の更なる調 和に努めている。

日米欧中韓の五庁(IP5)による第10回IP5 長官会合(2017年6月)では、(i)制度運用調和、 (ii) ワークシェアの更なる推進、(iii) 質の高いタイムリーな審査、(iv) 特許情報へのシームレスなアクセス提供、を今後のIP5協力の目指すべき方向性とする「五庁共同声明2017」に合意した。本会合前日には、ユーザーとの会合も開催され、「五庁プロジェクトの評価及び再編」、「情報時代の徹底的なサーチ」、「第四次産業革命時代の知財保護」、「特許システムの効率及び品質の改善」、「ワークシェアリングの今後」の5つの戦略的トピック等について、積極的な意見交換が行われた。

2017 年 12 月にスペインで開催された第3回意匠 五庁(ID5)会合では、(i)意匠出願のための図 面開示要件、意匠検索のための意匠分類、意匠出願や 審査に関する統計について、五庁の比較調査結果を取 りまとめるとともに、今後ユーザーにも公表すること、 (ii) 意匠の保護要件及び優先権実務等について、制 度比較調査結果を取りまとめること、(iii) ID5の 協力活動に関する情報をユーザーと共有するために、 ID5ウェブサイトを設置すること、に合意した。ま た、新技術意匠(GUI等の新しいデザイン)の保護、 部分意匠やグレースピリオドの取扱いについての調 査研究を、引き続き進めていくことを確認した。さら に、日本のデザインを世界に発信すべく、世界の登録 意匠情報にワンストップかつ多言語でアクセス可能 な「Design View」に日本国特許庁が参加することを 発表した。

2017年5月にスペインで開催された商標五庁(TM5)中間会合では、日本国特許庁の主導により、TM5における事例を掲載した「悪意の商標出願事例集」を作成した。また、国際商標協会(INTA)と共催したジョイント・ワークショップを通じて広くユーザーに公表し、TM5ウェブサイトにも掲載した。続いて、2017年11月にスペインで開催された第6回商標五庁(TM5)会合では、日本国特許庁が欧州連合知的財産庁(EUIPO)と共同で提案した「品質管理プロジェクト」について、TM5新規プロジェクトとして、今後協力を進めていくことに合意した。また、「悪意の商標出願事例集」の拡充及び第2回ジョイント・ワークショップの開催に合意した。さらに、2017年11月に東京で開催

したイメージサーチプロジェクト専門家会合の開催 結果を報告した。

(2) 新興国等における知的財産制度整備の支援

ASEAN諸国やインド等の新興国は、各国企業から事業展開先として有望視されている。これら新興国においては、投資環境の整備等の観点から、知的財産制度の整備・強化が急務となっている。

ASEAN諸国との多国間協力として、日ASEAN特許庁長官会合を毎年開催しており、2017年5月に日本(金沢)で開催された第7回日ASEAN特許庁長官会合では、ASEAN諸国における特許審査基準の策定・改訂に向けた協力、国際条約加盟及び運用の支援、審査官育成・審査業務管理に関する知見の共有、知的財産の商業化、エンフォースメント強化に関する支援を含む「日ASEAN知的財産権行動計画2017-2018」に合意した。

日本国特許庁は、2017 年9月、インド商工省産業政策・振興局との間で、協力関係の維持・強化を目的として、第1回日印知的財産次官級会合を開催し、会合では、産業界から要請されているPPHの導入や、早期審査の利用条件拡大等について議論を行い、共同声明を採択した。このように、知的財産分野における協力関係を深めることで、新興市場として注目されるインドへの我が国企業の投資・ビジネス展開を知的財産の側面から支援している。

2017 年は、国際研修指導教官を中心とする特許審査官延べ12名をインド、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイへ派遣し、約370名の新人・若手審査官に研修を実施した。

(3) 海外知財庁・関係機関との連携・協力

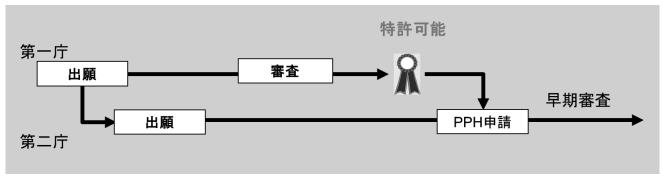
(i) 特許審査ハイウェイ

特許審査ハイウェイ (PPH) とは、第一庁 (出願人が最先に特許出願をした庁) で特許可能と判断された出願について、出願人の申請により、第一庁とこの取組を実施している第二庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組みである (参照:図38)。

PPHは2006年に日本国特許庁が提唱して、日米間において世界で初めて開始して以来、参加国・地域の数は、48か国・地域に拡大しており(2018年3月末時点)、世界のPPH申請件数は累積16万件を超えた(2017年12月末時点)。日本国特許庁は、2017年4月にブラジルとPPHを開始し、42の国・地域とPPHを実施している(2018年3月末時点)。

また、2014年1月から、多数国間の枠組みである「グローバル特許審査ハイウェイ(GPPH)」を17の国・地域で開始している。従来二庁間の取組として、PPH MOTTAINAIやPCT-PPHのように複数種類存在するPPHが選択的に実施されていたところ、この枠組みに参加した知的財産庁の間では、国・地域によりどのPPHが利用可能であるかを区別することなく、全てのPPHが利用可能となる。2017年7月には、ニュージーランドが参加し、グローバルPPH参加国・地域の数は25の国・地域に拡大している(2018年3月末時点)。

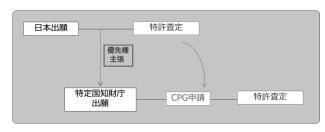
図38:特許審査ハイウェイ (PPH)の概要



(ii) 特許の付与円滑化に関する協力

特許の付与円滑化に関する協力(CPG)とは、 我が国で審査を経て特許となった出願に対応する出願について、出願人からの申請により、本協力を実施している特定国の知的財産庁において実質的に無審査で早期に特許が付与される枠組みである(参照:図39)。これにより、審査体制が十分に整備されていない国においても、日本国特許庁の審査結果を利用して迅速に特許を付与することが可能となる。日本国特許庁は本協力を、2016年7月からカンボジア工業手工芸省、2016年11月からラオス知的財産局との間で実施中である。

図39:特許の付与円滑化に関する協力(CPG)の 概要



(iii) 国際審査協力

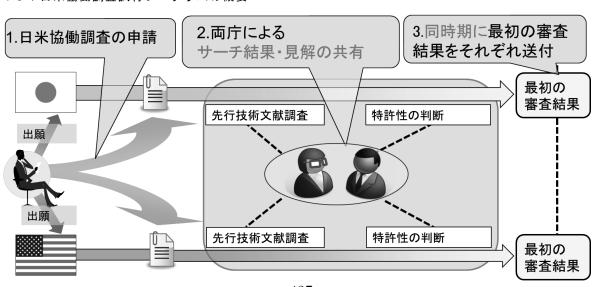
経済活動のグローバル化に伴う、同一又は類似の 発明が国をまたいで複数の庁に出願されるケースの 増加、特許審査ハイウェイの拡大、特許庁間の情報 ネットワークの発達等により、他庁の審査結果を日 本国特許庁の審査官が利用する機会や、日本の審査 結果が他庁の審査官に参照される機会は増加の一途

図40:日米協働調査試行プログラムの概要

をたどっている。国際審査協力は、このような状況の中、先行技術文献調査及び審査実務の相互理解に基づく特許審査のワークシェアリングの促進、日本国特許庁の審査実務・審査結果の他庁への普及、審査の質の高いレベルでの調和、特許分類の調和、日本国特許庁の施策の推進等を目的として、各国特許庁の審査官との直接の議論や、審査実務指導を行う取組である。2000年4月から2018年3月末までの累積で、短期又は中長期の派遣・受入れを、29の知的財産庁・組織と行っている。

2017 年度は日本国特許庁の審査官延べ 30 名を派 遣するとともに、各国・地域の特許庁審査官 10 名を 受け入れた。

特に、中国国家知識産権局との間では、実案件を 用いた協議に加えて、両庁における特許審査の品質 管理手法について協議を行い、審査の質を向上させ るための取組について相互理解を深めた。また、欧 州特許庁に対しては、日本国特許庁の審査官を中長 期に派遣し、両庁の審査官による共同分析を通じ て、品質管理に関する日本国特許庁の施策・取組を 推進した。加えて、インドやASEAN諸国等の新 興国に対しては、日本国特許庁の審査官を派遣し て、延べ約500名の審査官に審査実務指導を行い、 当該国での適切な知的財産制度の整備や人材の育成 の促進に取り組んだ。



(iv) 日米協働調査試行プログラム

日本国特許庁は、新たな審査協力の取組として、 米国特許商標庁(USPTO)との間で2015年8月 1日から日米協働調査試行プログラム(日米協働調 査)を開始した(参照:図40)。

日米協働調査は、日米両国に特許出願した発明について、最初の審査結果を出願人に送付する前に、日米の特許審査官がそれぞれ先行技術文献調査を実施し、その調査結果及び見解を共有する取組である。共有した調査結果及び見解を踏まえ、両庁の審査官が、それぞれ早期かつ同時期に最初の審査結果を出願人に送付する。

この取組により、「日米の審査官が早期かつ同時期に審査結果を送付することで、ユーザーにとっての審査・権利取得の時期に関する予見性が向上する」、「日米の審査官が互いに同じ内容の一群の出願について先行技術文献調査を協働して実施することにより、より強く安定した権利をユーザーに提供することが可能となる」等の効果が期待される。

2017年7月31日に2年間の第1期試行プログラムが終了し、試行期間中に67件の申請を受理した。また、同年11月1日からは新しい運用で3年間の第2期試行プログラムを開始した。

4. 2. 知的財産保護のための取組

二国間、多国間等の様々な枠組みを効果的に活用し、 アジア諸国を中心に知的財産権の保護水準の向上に 向けた制度の導入や運用の強化を要請するとともに、 その実現に必要な体制整備のため、人材育成や情報化 に対する支援を行っている。

また、企業活動に悪影響をもたらす模倣品問題の対策は急務であり、官民合同ミッションの派遣や二国間協議を通じた相手国政府への模倣品対策強化の要請と協力、「模倣被害調査報告書」の作成等の模倣品対策に必要な情報の収集・提供、取締機関との連携を実施している。一方、国内消費者向けに、知的財産権の重要性や模倣品の弊害を周知するため、「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」の実施による啓発活動等を行っている。

4. 3. TPP11 協定への対応

2017年1月、米国が環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)からの離脱を宣言したため、残りの11ヶ国で協定の早期発効に向けた検討が行われ、2018年3月8日に環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(TPP11協定)が署名された。これを受け、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第108号)をTPP11協定に対応するものとするべく、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案」が2018年3月27日に閣議決定され、第196回国会(平成30年通常国会)に提出された。

産業財産権制度との関係では、同法案による新たな制度改正はなく、平成28年法律第108号によって既に措置されている①発明の新規性喪失の例外期間の延長(6月→1年)、②特許審査等により特許発明の権利化まで一定の時間を要した結果として権利者が権利を行使できる期間が短くなった場合に、その期間の一部を補償するため、特許権の存続期間を延長する制度の整備及び③商標の不正使用に係る法定損害賠償制度の導入について、その施行期日がTPP11協定の発効日とされるのみである。

5. 知的財産活動の活性化のための取組

5. 1. 中小企業等に対する支援

特許庁では、我が国の産業基盤を支えるとともに、地域経済の担い手として大きな役割を果たす中小企業や、新規産業の創出が期待されるベンチャー企業等に対して「知財意識」から「海外展開」まで様々な施策を通じて総合的に支援している。

(1)特許料・審査請求料の減免措置

中小企業等の知財活動を活発化するため、中小企業等を対象とし、審査請求料や特許料(1年~10年)、国際出願関連手数料の一律半減制度を特許法で措置するための不正競争防止法等の一部を改正する法律案を国会に提出した。

(2) INPIT知財総合支援窓口

中堅・中小企業等が企業経営の中でノウハウも含めた知的財産活動が円滑にできるよう、知的財産支援の拠点として、「知財総合支援窓口」を全国 47 都道府県に設置している。知財総合支援窓口では、無料・秘密厳守で、知的財産に関するアイデア段階から事業展開、海外展開までの様々な課題等に対し、知的財産に関係する様々な専門家のほか、自治体や商工会・商工会議所、よろず支援拠点をはじめとする地域の中小企業支援機関と協働・連携して、効率的な解決を図るワンストップサービスを提供している。

2016 年度からは事業の実施主体を独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)とすることで、同館の営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口及び関西知財戦略支援専門窓口(INPIT-KANSAIに設置)との連携強化を図るほか、職務発明規程に関する支援を行う専門家の更なる拡充、標準化に関するアドバイスを提供する日本規格協会(JSA)との連携、地理的表示保護制度等の農林水産業に係る知的財産の相談も受け付けるなど、支援内容の一層の拡充を図るとともに、支援対象を中堅企業まで拡大することにより支援体制を強化した。

(3) 営業秘密・知財戦略に関する相談

イノベーション手法の変化や新興国企業の技術 力向上に伴う産業構造のパラダイムシフトにより、企 業が生み出した技術について、オープン・クローズ戦 略を取り入れたより複雑かつ高度な知財戦略を策定 することが重要となっている。こうした企業の知財戦 略の複雑化や高度化への対応を支援するため、2015 年2月2日、INPITに「営業秘密・知財戦略相談 窓口」〜営業秘密 110 番〜 を設置し、中小企業等か らの営業秘密・知財戦略に関する相談を受け付けている。

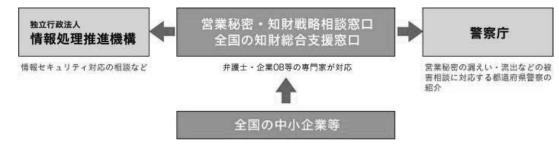
「営業秘密・知財戦略相談窓口」では、中小企業等に おいて生み出された技術について、特許としての権利 化、営業秘密としての秘匿化を含むオープン・クロー ズ戦略等の具体的な知財戦略に加え、秘匿化を選択し た際の営業秘密の管理手法、また営業秘密の漏えい・ 流出への対応等に関する相談に、経験豊富な企業OB や弁護士等の知財専門家が対応している(参照:図4 1)。また、営業秘密の漏えい・流出に関する被害相 談については警察庁と、サイバー攻撃など情報セキュ リティに対する相談については独立行政法人情報処 理推進機構(IPA)と連携するなど、関係機関と協 力して対応している。さらに、全国にある知財総合支 援窓口とも連携することにより、各地の中小企業等が 気軽に専門家に相談することを可能にしている。2017 年度は、営業秘密管理体制の整備支援強化期間を設定 し、知財総合支援窓口の協力を得て、中小企業等が情 報管理規程を導入するための支援を実施した。

(4) 外国出願支援事業(補助金)

中小企業における戦略的な外国出願を促進するため、 都道府県等中小企業支援センター及び日本貿易振興機構 (JETRO)を通じて、外国への事業展開等を計画し ている中小企業の外国出願(特許、実用新案、意匠、商 標)にかかる費用(外国特許庁への出願料、国内・現地 代理人費用、翻訳費等)の一部を補助している。補助率 は2分の1以内で、案件ごとの上限額は、特許150万円、 実用新案・意匠・商標60万円、冒認対策商標(※)30万 円。1企業に対する上限額は300万円。2017年度は826 件(前年度比16%増)を支援した。

※冒認対策商標:第三者による抜け駆け出願(冒認出願)の対策を目的とした商標出願。

図41:営業秘密に関する相談に係るINPITと関係機関との連携



(5) 海外侵害対策支援事業(補助金)

中小企業の海外での適時適切な権利行使を促進するため、JETROを通じて、模倣品の製造元や流通経路等を把握するための侵害調査及び調査結果に基づく模倣品業者への警告文作成、行政摘発までを実施し、その費用の一部を補助している。補助率は3分の2以内で、1企業に対する上限額は400万円。2017年度は16件を支援した。

また、2015 年度からは、海外で冒認出願され取得された権利等に基づいて中小企業等が知的財産侵害で訴えられた場合の弁護士への相談や訴訟準備・訴訟にかかる費用の一部を助成する防衛型侵害対策を実施。2017 年度は1件を支援した。さらに、2016 年度からは、異議申立や無効審判請求、取消審判請求など、冒認商標を取り消すためにかかる費用の一部を助成する冒認商標無効・取消係争支援を実施。2017 年度は25 件を支援した。防衛型侵害対策及び冒認商標無効・取消係争支援における補助率は3分の2以内で、1企業に対する上限額は500万円。

(6) 知財金融促進事業

中小企業の知財を活用したビジネスの価値・評価を 見える化して金融機関からの融資や本業支援につな げるため、以下の包括的な取組を実施。

図42:中小企業等に対する総合的な支援の概要

①知財ビジネス評価書・・・中小企業の知的財産を活用 したビジネスについて評価した評価書を金融機関に 提供。

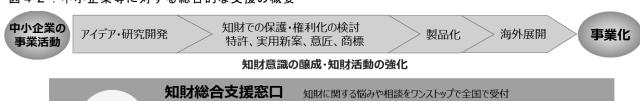
②伴走型支援・・・金融機関に知財専門家を派遣し、知 財を切り口とした事業理解・成長支援の枠組みを、金 融機関内に構築。

③普及啓発・人材育成・・・金融機関職員向けマニュア ル作成、セミナー・シンポジウム開催。

2017 年度は、「知財ビジネス評価書」を 127 の金融機関に 200 件提供し、12 の金融機関に伴走型支援を実施した。また、伴走型支援対象の金融機関向けに、企業への成長支援提案力を向上させる研修を新たに実施。知財金融シンポジウムを 4 都市(盛岡(9月)・金沢(11月)・広島(12月)・東京(3月))で開催すると共に、シンポジウムでも取り上げた知財金融の先進事例を、知財金融マニュアル(応用編)に追加した。

(7)海外知財訴訟保険事業(補助金)

2016 年度より、中小企業が海外において知財係争に巻き込まれた場合のセーフティーネットとしての施策として、全国規模の中小企業等を会員とした団体を通じて、海外知財訴訟費用保険に加入する際の掛金を補助している。補助率は2分の1(2年目以降の場合は、3分の1)。



横断的 支援 **產業財産権専門官** 中小企業等の個別訪問、社内研修、知的財産制度説明会、セミナー **巡回特許庁** 出張面接審査の集中実施、知財制度・支援施策の普及啓発

アイデア・研究開発 製品化 海外展開 知財の取得 【資金面サポート】 【知財情報の提供】 【資金サポート】 【資金サポート】 ◆ J-PlatPatの提供 ◆外国出願費用補助 ◆審査請求料・特許料の軽減措置 ◆知財ビジネス評価書の提供 ◆海外における模倣品対策、訴訟等 ◆特許情報分析活用支援 ◆PCT国際出願に係る費用を補助 【知財情報の提供】 への対応を支援 【重門家 【早期権利化】 ◆企業、大学等のライセンス可能な ◆海外知財訴訟保険補助 ◆地方創生のための事業プロデュー ◆早期審査·審理 特許権のデータベースを提供 ◆日本発知財活用ビジネス化支援 ◆知財の戦略や管理に役立つ情報を ◆営業秘密·知財戦略相談窓口 提供 ◆海外知的財産プロデューサー ◆戦略的に産業財産権を活用してい ◆海外展開知財支援窓口 る企業を紹介 【知財情報の提供】 ◆新興国等の知財に関する情報提供 【資金面サポート】 ◆先進的な知財支援の取組を補助

(8) 日本発知財活用ビジネス化支援

中堅・中小企業や地域団体商標取得団体の知的財産を活用した海外でのビジネス展開(ライセンス契約等)を促進するため、ブランド戦略の策定、専門家による国内でのセミナーへの参加や国内外での展示会出展等に係る費用を助成する。2017年度は、188件の支援を行った。

(9) 知財支援力強化事業(補助金)

地域における知財支援体制の構築や連携強化を通じて知財支援力を向上するため、地域の先導的・先進的な知財の取組を補助している。2017年度は24件の取組を支援した。

(10)巡回特許庁支援事業

地域の出願人等の制度ユーザーの利便性の向上や 知的財産の未活用企業等への意識啓発を目的とした 「巡回特許庁」を、2017年度は全国 14都市で開催し た。「知財のミカタ〜見方を変えて、知財を味方に〜」 を新たにテーマとして設定し、特許庁の審査官が地域 へ出向く出張面接審査を中心に、経済産業局等の知的 財産室や地域の中小企業支援機関等とも連携して、地 域の特性を踏まえた知的財産制度や支援策等の普及 のため、知的財産や地域ブランドに関連したセミナー 等を開催した。

(11)産業財産権専門官

特許庁職員である産業財産権専門官は、全国の中小企業等への個別訪問や、中小企業職員・経営者、自治体、金融機関等の中小企業の支援者を対象としたセミナーへの講師派遣を通じて、知的財産権制度及び各種支援策に関する普及・啓発を行っている。また、個別訪問した中小企業等から、特許庁及び産業財産権制度に対する意見・要望を伺い、制度改善への提案を行っている。

(12) INPIT-KANSAI

特許庁及び特許庁所管の独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)は、「政府関係機関の地方移転に関する今後の取組について」(2016年9月、まち・ひと・しごと創生本部決定)を踏まえ、2017年

7月に「INPIT近畿統括本部」(INPIT-KANSAI)を、「グランフロント大阪」(大阪市北区)に開設した。同本部では、地元自治体や地域の関係機関等と密接に連携しながらきめ細かい支援を実施するため、(1)専門家による知的財産に関する高度・専門的な支援、(2)出張面接・テレビ面接の場の提供、(3)高度検索用端末による産業財産権情報の提供、(4)地域の関係機関のネットワークを活用した支援情報の提供や各種セミナーの共同開催、といった多面的な機能や体制を整備している。

5. 2. 大学等に対する支援

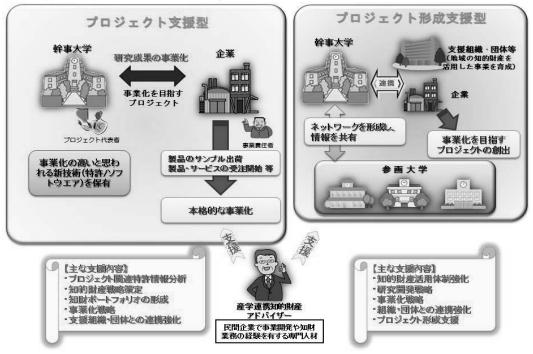
(1) 産学連携知的財産アドバイザー派遣事業

事業化を目指す産学連携活動を展開する大学に知的財産の専門家である産学連携知的財産アドバイザーを派遣して、事業化を目指す産学連携プロジェクトの知的財産マネジメントを支援することにより、地方創生に資する大学等の活動を促進している。

「プロジェクト支援型」と「プロジェクト形成支援型」の2つのプログラムを推進している。「プロジェクト支援型」においては、産学連携知的財産アドバイザーが、地方の中小規模大学の事業化を目指すプロジェクトの知的財産マネジメントを支援し、その事業化を促進している。「プロジェクト形成支援型」においては、産学連携知的財産アドバイザーが、複数の大学からなるネットワーク等の連携活動を進めてきた大学等に対し、事業化を目指すプロジェクトの形成支援を行っている。特に、産学連携の体制整備等が進んだものの、産学連携によるプロジェクトの形成や実施等の経験が少ない大学に対しては、従来の広域大学ネットワークも活用しつつ、事業化を目指すプロジェクトの形成支援を行っている。

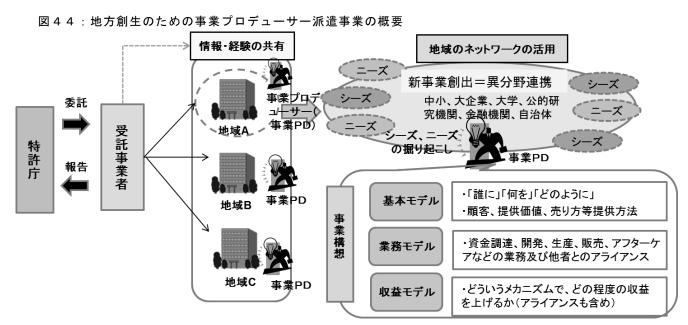
◇2017 年度実績派遣:12 大学(プロジェクト支援型 8 大学、プロジェクト形成支援型 4 大学)

図43:産学連携知的財産アドバイザー派遣事業の概要



(2)地方創生のための事業プロデューサー派遣事業

地方には、地方特有の社会課題が存在するが、これ らの課題に対し、事業ニーズ起点で知財シーズ・技術 開発力を組み合わせて事業化構想を行うことができ れば、新規事業創出に繋がるといえる。しかし、各地 方では、シーズを活用して新規事業創出に成功してい る事例が必ずしも多いとはいえない。その大きな理由 の一つとして、新規事業創出のできる事業化支援人材 が各地方に欠乏していることが挙げられる。したがっ て、知財の需要と供給を繋ぎ、事業化を構想できる 目利き機能を果たす能力を持った専門家を地方に配 置し、新規事業創出を活性化することが必要である。 そこで、特許庁では、2016年度から新規事業創出の 専門人材である事業プロデューサーを3地域に派遣 (最長3か年度)しており、地域ネットワークを構築・ 活用しながら、潜在的なニーズ・シーズを掘り起こし て事業を構想し、ニーズとシーズのマッチングから事 業資金調達、販路開拓まで含めた事業創出活動を支援 することによって、地域における事業化創出機能の活 性化を図っている (参照:図44)。



5. 3. 知財活用全般に対する支援

(1) 知的財産プロデューサー派遣事業

公的資金が投入された研究開発コンソーシアムや 大学には、革新的な研究成果の創出や国際競争力の向 上が期待されている。我が国のイノベーションの促進 に寄与することを目的とし、研究開発プロジェクトを 推進する研究開発機関等を対象に、知的財産の視点か ら、成果の活用を見据えた戦略の策定、研究開発プロ ジェクトの知的財産マネジメント等を支援するため、 企業での知的財産実務経験等を有する専門人材であ る知的財産プロデューサーをプロジェクトの初期段 階から派遣している(参照:図45)。

具体的には、プロジェクト発足前では知財ポリシーの策定支援、プロジェクト初期では知的財産に関する意思決定機関の設置や規程類の制定支援、プロジェクト推進期では戦略的な特許等取得のための支援や、そのための国内外の知的財産情報の収集・分析支援、プロジェクト終期ではプロジェクト全体で獲得した知財成果の総括と情報共有の支援、プロジェクト終了後では知財管理主体における知財管理・活用の支援を行っている。

◇2017年度実績 延べ35プロジェクトに派遣

(2) 海外知的財産プロデューサー派遣事業

海外展開において刻々と変化するビジネスのステージに応じ、知的財産リスクへの対応やライセンスといった知的財産の活用等の知的財産全般のマネジメ

ントが必要になる。このような海外進出先の情勢や制 度、事業目的・内容に応じた、知的財産権の取得・管 理・活用、海外市場への技術移転支援、知的財産戦略 の策定等、知的財産全般の多様なマネジメント支援の ため、2011年度から、海外駐在経験、知的財産実務経 験が豊富な民間企業出身の専門人材を海外知的財産 プロデューサーとしてINPITに配置し、関係機関 と連携しながら中堅・中小企業等に対する支援を行っ ている (参照:図46)。 具体的には、海外知的財産 プロデューサーは、海外での事業展開を考えている企 業等に対して、ビジネスの形に応じた様々な知的財産 リスクについてのアドバイスを行い、ビジネス展開に 応じた知的財産の権利化(例えば、どのような権利を どの地域で取得するべきか)や、取得した権利を利益 に結びつけるための活用の方法 (例えば、企業の海外 進出目的や保有する知的財産に合わせたビジネスス キームの提案)について支援している。加えて、独立 行政法人日本貿易振興機構 (JETRO) が事務局を行う 新輸出大国コンソーシアムの参加機関として、全国の 他の支援機関とも連携しながら支援を行っている。

また、海外知的財産プロデューサーは、海外ビジネス上の様々な知的財産リスクやビジネスと知的財産の関係について理解を広げるための講演も行っている

◇2017 年度実績

支援企業等 273 者 講演等 62 回

図45:知的財産プロデューサーの業務の例

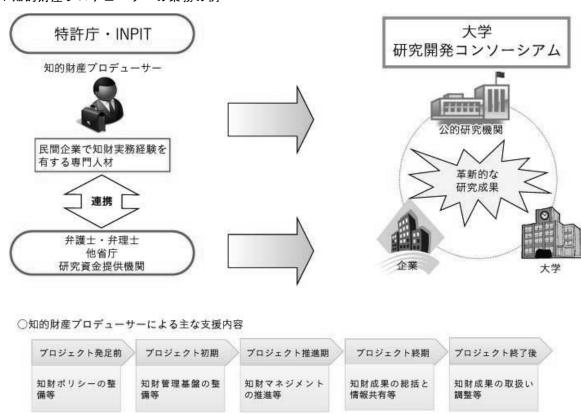
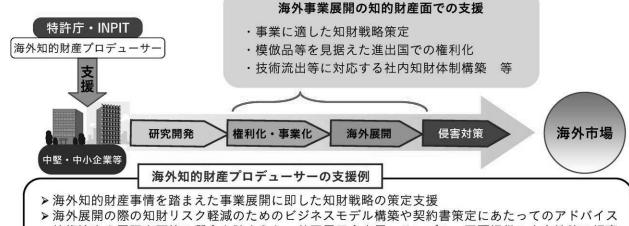


図46:海外知的財産プロデューサー派遣事業



- ▶技術流出や冒認出願等の懸念を踏まえた、外国展示会出展、サンプル・図面提供の方向性等の提案
- ▶技術流出のリスクを軽減するための社内知財管理体制の構築支援
- ▶海外知財リスクに対する意識向上のための啓発活動 等

(3)地域団体商標制度

地域名と商品(サービス)名とを組み合わせた地域 ブランドを商標権として、より適切に保護するため、 2005年に商標法が一部改正され、2006年4月に、地 域団体商標制度が施行された。

本制度は、地域の事業者団体による積極的な活用に よって、地域経済の持続的な活性化につながることを 目指し、導入されたものである。

具体的には、地域名と商品(サービス)名のみからなる商標であっても、事業協同組合、NPO法人、商工会議所、商工会等によって、商品の産地である等の地域との密接な関連性を有する商品(サービス)に使用されたことにより、その商標が当該組合又はその構成員のものであると一定程度広く知られている場合には、商標登録を受けることができるというものである。

2018 年 3 月末までに 1,199 件が出願され、626 件 について設定登録されている (参照:図48)。

地域団体商標制度の更なる普及を促すため、2018年1月には「地域団体商標マーク」を策定した(参照:図47)。本マークは、「その地域の名物が地域団体商標として特許庁に登録されている」ことを示す証であ

り、継続して用いることで一般消費者や取引先、同業 者等のマークへの認識が高まり、マークを付した商品 等に地域ブランドとしての信用・信頼が蓄積し、地域 団体商標自体のブランド力向上にもつながることが 期待されるものである。

また、2018年1月末までに設定登録された 621 件の地域団体商標、実際に権利を取得し活用している方の事例、特許庁の支援策等についてまとめた冊子「地域団体商標ガイドブック 2018」を 2018年3月に作成し、配布している。

さらに、2018 年 3 月には、大分市において「九州地域ブランド総選挙」を開催した。これは、地元の大学生と地域団体商標の権利者がチームを組み、地元の大学生による地域団体商標の権利者への取材を通じてその魅力等を「Instagram (インスタグラム)」で発信し、今後のビジネス展開等についても検討・発表する取組である。本年初めての取組であったが、若い世代の地域や地元の産品、地域団体商標制度への関心を持つきっかけとなったこと、新しい手法で新たな層への情報発信が可能になったことなど、一定の成果を得た。

図47:地域団体商標マーク



<地域団体商標マーク>

全体のデザインはシンプルに、昇る日の丸、日本地図により日本を感じさせ、「国のお墨付き」であることを想起させるデザインとした。「Local Specialty」の文字は、「地域の名物」を意味し、北から南まで、全国各地の地域団体商標を表している。

図48:地域団体商標マップ

